

森林整備推進協定の締結について

青森水源林整備事務所は、青森県、五所川原市、北津軽森林組合、津軽森林管理署金木支署の5者で、五所川原市飯詰山・前田野目山・中州川国有林と隣接する五所川原市飯詰・長橋、七和地域の民有林において、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、森林共同施業団地を設定し、協定者が連携・協力して効率的な路網の整備及び森林整備の低コスト化に取り組む「馬神前田野目^{ぼしんまえだのめ}地域森林整備推進協定」を締結しました。

記

1 協定の内容

(1) 協定締結期間:平成29年6月12日～平成34年3月31日

(2) 協定締結者

- ・青森県知事
- ・五所川原市長
- ・国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
東北北海道整備局 青森水源林整備事務所長
- ・北津軽森林組合長
- ・東北森林管理局津軽森林管理署金木支署長

(3) 協定対象面積:2,791ha(うち、森林整備センター:155ha)

2 協定締結により期待される効果

民有林と国有林が連携して、効率的な路網を配置・整備し、間伐等の森林施業を効果的に実施し、丸太集積土場等の相互利用により、森林整備の低コスト化が実現できる。

また、民有林と国有林の伐採時期を同調させ、販売ロットの拡大を図り、木材の協調出荷による有利販売や販路拡大が期待される。